

## 1 出席議員及び欠席議員

出席議員（13名）

1 番	太田佳祐君	2 番	広瀬隆博君
3 番	乾豊君	4 番	若山隆史君
5 番	山田利夫君	6 番	江上聖司君
7 番	中村ひとみ君	8 番	安田功君
9 番	角田寛君	10 番	後藤省治君
11 番	富田栄次君	12 番	栗田利朗君
13 番	丹羽豊次君		

欠席議員（なし）

## 2 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

町長	中川満也君	副町長	永澤幸男君
総務課長	早野博文君	企画調整課長	栗本純治君
税務課長	中村桂君	健康福祉課長	片岡兼男君
住民課長	竹中敏明君	建設課長	澤島精次君
産業課長	高橋伸行君	上下水道課長	高木一幸君
会計管理者兼 会計課長	中島健司君	消防主任	高木誠君
教育長	渡辺眞悟君	学校教育課長	桐山浩治君
生涯学習課長	多和田敦君		

## 3 職務のため出席した事務局職員

事務局長	藤塚康孝	書記	渡部善充
書記	木村貴江		

## 4 議事日程

日程第1 諸般の報告

日程第2 議第47号 平成26年度垂井町一般会計及び特別会計決算認定について

日程第3 議第48号 垂井町地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の制定について

日程第4 議第49号 垂井町個人情報保護条例の一部改正について

日程第5 議第50号 垂井町常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部改正について

- 日程第6 議 第 5 1 号 垂井町手数料条例の一部改正について
- 日程第7 議 第 5 2 号 垂井町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第8 議 第 5 3 号 垂井町町営住宅条例の一部改正について
- 日程第9 議 第 5 4 号 町道路線の認定について
- 日程第10 議 第 5 5 号 平成27年度垂井町一般会計補正予算（第3号）
- 日程第11 議 第 5 6 号 平成27年度垂井町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第12 議 第 5 7 号 教育委員会教育長の任命について
- 日程第13 議会議案第3号 垂井町議会会議規則の一部改正について
- 日程第14 議員派遣の件

## 5 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前 9 時00分 開議

○議長（丹羽豊次君） これより本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員には、垂井町議会会議規則第106条の規定により、2番 広瀬隆博君、3番 乾豊君を指名いたします。

本日の議事日程は、あらかじめ印刷してお手元に配付してありますので、これより議事日程に入ります。

---

日程第1 諸般の報告

---

○議長（丹羽豊次君） 日程第1、諸般の報告を行います。

開会中に、監査委員からの検査結果の報告が1件ありました。印刷してお手元に配付してありますので、これをもって報告にかえ、諸般の報告を終わります。

---

日程第2 議第47号 平成26年度垂井町一般会計及び特別会計決算認定について

---

○議長（丹羽豊次君） 日程第2、議第47号 平成26年度垂井町一般会計及び特別会計決算認定についてを議題といたします。

本案については、決算審査特別委員会の審査が終了しておりますので、これより委員長 の報告を求めます。

決算審査特別委員長 安田功君。

〔決算審査特別委員長 安田功君登壇〕

○決算審査特別委員長（安田 功君） ただいま議題となりました議第47号 平成26年度垂井町一般会計及び特別会計決算認定について、決算審査特別委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本委員会は、今定例会第1日の会議において設置、付託された後、9月2日から計5日にわたり開催いたしました。

審査に当たっては、歳入においては収入未済額及び不納欠損額の主なものについて、歳出においては、不用額及び流・充用の主なもの、また翌年度繰越額について、執行部担当所管から説明を聴取し、議決した予算の目的に従って執行されたかどうか、また行政効果はどうであったかに主眼を置いて、慎重に審査をいたしました。

そして、採決の結果、本委員会といたしましては、認定すべきものと決定いたしました。

なお、次のとおり意見を付するものです。

1. 不納欠損・未収金について。

不納欠損処分については、税負担の公平性の観点からも、安易に時効による不納欠損処分を行わないよう引き続き厳正に運用をされたい。

また、不納欠損につながる新たな収入未済の発生を抑制するため、滞納整理の早期着手、関係各課との情報共有等を行うなど積極的・計画的な収納対策を進めるよう一層努力されたい。

2. 不用額の発生について。

不用額については、その多くが入札差金や対象見込み件数の減によるものであり、極端に多額な不用額は効果的な予算配分の阻害要因となることから、精度の高い積算や事業効果の把握・検証等により不用額の縮減を図られたい。

また、不用額が見込まれる場合は、財源の有効活用に取り組むため、引き続き減額処理を推進されたい。

3. 特別会計について。

特別会計は、一般会計と区分して整理する必要がある特定の事業が対象であり、特定の歳入をもって特定の歳出に充てるという、いわゆる経費の負担区分によるものであることを再認識し、収支が繰入金によって保たれている会計については、それぞれの会計の事業目的を踏まえ、中・長期的な財政運営を検証し、さらなる計画的・効果的な事業運営に努められたい。

以上、報告を終わります。

○議長（丹羽豊次君） これより委員長報告に対する質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これをもって委員長報告に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

本案に対する委員長報告は、これを認定すべきものとなっております。

議第47号 平成26年度垂井町一般会計及び特別会計決算認定については、これを委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり認定されました。

---

日程第3 議第48号 垂井町地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の制定について

---

○議長（丹羽豊次君） 日程第3、議第48号 垂井町地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の制定についてを議題といたします。

第1日の会議において提案説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第48号 垂井町地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の制定については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第4 議第49号 垂井町個人情報保護条例の一部改正について

---

○議長（丹羽豊次君） 日程第4、議第49号 垂井町個人情報保護条例の一部改正についてを議題といたします。

第1日の会議において提案説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第49号 垂井町個人情報保護条例の一部改正については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第5 議第50号 垂井町常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部改正について

---

○議長（丹羽豊次君） 日程第5、議第50号 垂井町常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

第1日の会議において提案説明は終わっております。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第50号 垂井町常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部改正については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第6 議第51号 垂井町手数料条例の一部改正について

---

○議長（丹羽豊次君） 日程第6、議第51号 垂井町手数料条例の一部改正についてを議題といたします。

第1日の会議において提案説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第51号 垂井町手数料条例の一部改正については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第7 議第52号 垂井町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

---

○議長（丹羽豊次君） 日程第7、議第52号 垂井町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。

第1日の会議において提案説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第52号 垂井町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第8 議第53号 垂井町町営住宅条例の一部改正について

---

○議長（丹羽豊次君） 日程第8、議第53号 垂井町町営住宅条例の一部改正についてを議題といたします。

第1日の会議において提案説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第53号 垂井町町営住宅条例の一部改正については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第9 議第54号 町道路線の認定について

---

○議長（丹羽豊次君） 日程第9、議第54号 町道路線の認定についてを議題といたします。

第1日の会議において提案説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第54号 町道路線の認定については、これを同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は同意されました。

---

#### 日程第10 議第55号 平成27年度垂井町一般会計補正予算（第3号）

---

○議長（丹羽豊次君） 日程第10、議第55号 平成27年度垂井町一般会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

第1日の会議において提案説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。



〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第55号 平成27年度垂井町一般会計補正予算（第3号）については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第11 議第56号 平成27年度垂井町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

---

○議長（丹羽豊次君） 日程第11、議第56号 平成27年度垂井町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

第1日の会議において提案説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第56号 平成27年度垂井町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第12 議第57号 教育委員会教育長の任命について

---

〔教育長 渡辺眞悟君退場〕

○議長（丹羽豊次君） 日程第12、議第57号 教育委員会教育長の任命についてを議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

○町長（中川満也君） それでは、議第57号 教育委員会教育長の任命について提案理由を御説明申し上げます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が、この平成27年4月1日から施行され、教育委員長と教育長を一本化した新たな教育長を任命することとなりました。

改正法の経過措置として、施行日において在任中の教育長については、その教育委員会委員としての任期が満了するまで、教育長として在職するものとされておりますが、現教育長である渡辺眞悟氏の教育委員会委員としての任期が9月30日をもって満了するのに伴い、同人を新教育長に適任と認め、任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。よろしく御審議の上、御賛同賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（丹羽豊次君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第57号 教育委員会教育長の任命については、これを同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は同意されました。

〔教育長 渡辺眞悟君入場着席〕

---

日程第13 議会議案第3号 垂井町議会会議規則の一部改正について

---

○議長（丹羽豊次君） 日程第13、議会議案第3号 垂井町議会会議規則の一部改正についてを議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

12番 栗田利朗君。

〔12番 栗田利朗君登壇〕

○12番（栗田利朗君） 議会議案第3号 垂井町議会会議規則の一部改正について提案理由を

御説明申し上げます。

今回の改正は、議会における欠席の届け出の取り扱いに関して、社会情勢などを勘案し、出産の場合の欠席の届け出について、垂井町会議規則第2条に新たに規定するものであります。

よろしく御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（丹羽豊次君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議会議案第3号 垂井町議会会議規則の一部改正については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第14 議員派遣の件

---

○議長（丹羽豊次君） 日程第14、議員派遣の件についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本件は、お手元に配付してありますとおり派遣することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、議員派遣の件はお手元に配付いたしましたとおり派遣することに決定しました。

お諮りいたします。

ただいま決定されました議員派遣の件について、変更を要する場合には議長一任としたいが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、議長に一任することに決定しました。

以上で本日の議事日程は全て終了いたしました。よって、本日の会議を閉じ、これをもって平成27年第4回垂井町議会定例会を閉会いたします。

午前9時23分 閉会

上記のとおり会議の次第を記載し、その真正なることを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

垂井町議会議長 丹 羽 豊 次

会議録署名議員 広 瀬 隆 博

会議録署名議員 乾 豊